

# 文京区 景観づくりの手引き

景観形成基準のポイント解説集



## —目次—

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
	『景観づくりの手引き～景観形成基準のポイント解説集～』について	1
	本書の見方	1
<b>2</b>	<b>景観形成基準について</b>	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>景観形成基準のポイント解説</b>	<b>3</b>
	(1) 一般基準	3
	(2) 景観特性基準	13
	(3) 地区限定基準	26
<b>4</b>	<b>色彩基準</b>	<b>30</b>

# 1 はじめに

## 『景観づくりの手引き～景観形成基準のポイント解説集～』について

文京区では、平成25年に景観法に基づく文京区景観計画を策定し、『～協働で取り組む～「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくり』を目標として、景観づくりに取り組んでいます。

文京区景観計画では、建築行為等に対し、良好な景観を形成するために必要な事項を示した「景観形成基準」を定めており、一定規模以上の建築行為等を行う際には、景観形成基準に適合した計画となるよう、事前の協議や行為の届出等を行うことが義務付けられています。

本書は、文京区景観計画に定める景観形成基準の解説や、配慮のポイント等を示したものです。

本書を参照しながら、計画地やその周辺環境を深く理解し、個性豊かで魅力溢れる文京区らしい景観づくりに取り組みましょう。

## 本書の見方

景観形成基準

景観形成基準の解説

□歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。

**配慮のポイント**

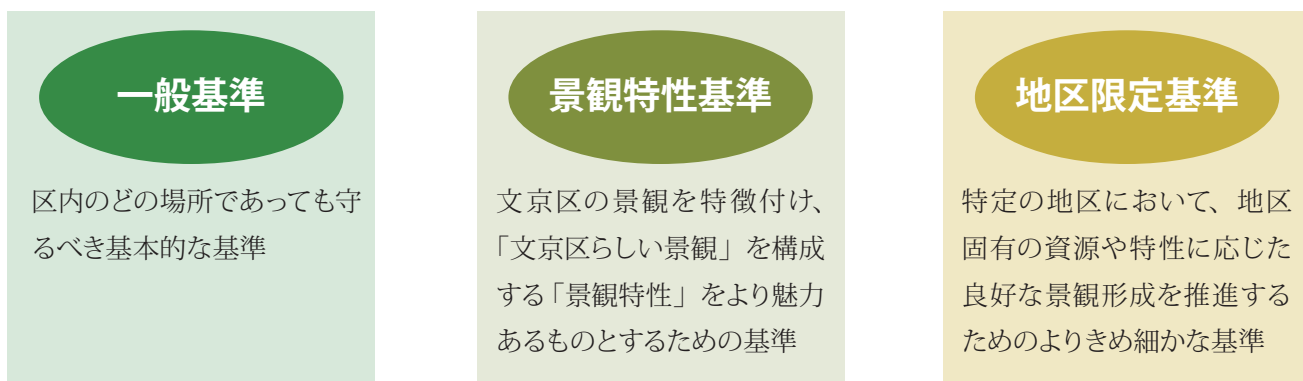
○計画地周辺にある歴史・文化的建造物等が、周辺からどのように見えるのかを十分に把握し、壁面を後退させる等の工夫を図りましょう。

解説を示した図又は写真

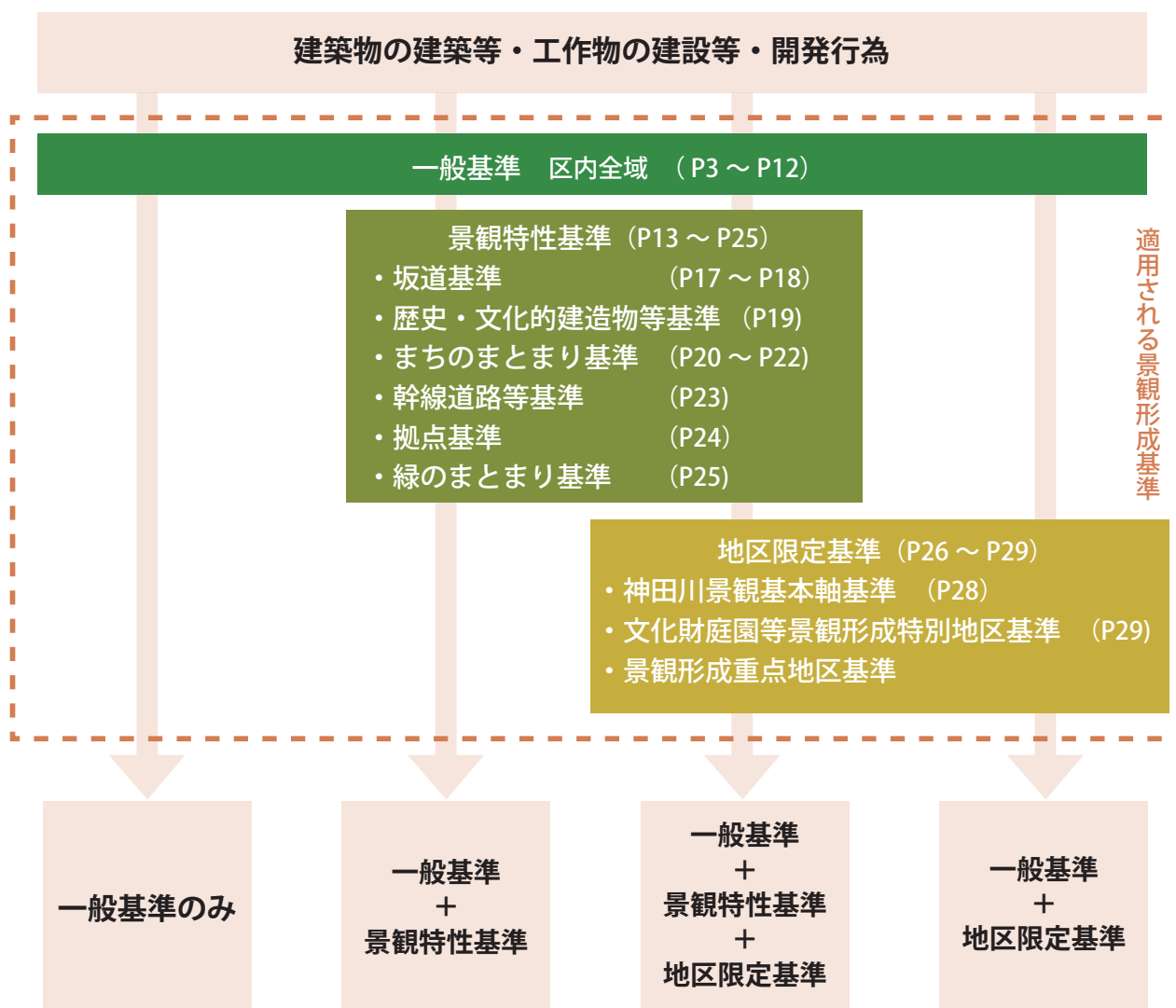
壁面を後退させるなど、歴史・文化的建造物等の見え方に配慮しましょう。

## 2 景観形成基準\* について

文京区景観計画では、「一般基準」「景観特性基準」「地区限定基準」の3段階の基準を設定しています。



<景観形成基準の適用のイメージ図>



景観形成基準は、計画地の場所により、それぞれの基準で定める対象範囲に応じて、建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為について適用します。

\* 景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」とし、同条第4項第2号に規定する「規制又は措置の基準」として定めます。

## 3 景観形成基準のポイント解説

### (1) 一般基準

#### 対象範囲

文京区全域を区域とします。

#### 景観形成の方向性

##### 地域の個性が感じられる景観をつくる

###### 地域の個性を尊重した景観づくり

落ち着いたある住宅街や賑わいのある商店街、住工混在地など、地域によって個性が異なります。そのため、建築行為等を行うに当たっては、計画地周辺の歴史・文化や周辺の建築物の規模・意匠・高さ・色彩、人の往来などまち並みの状況を十分に捉えた上で計画することで、地域ごとの個性を尊重した景観をつくります。

###### まちの歴史や文化が感じられる景観づくり

まちの歴史・文化を象徴する建造物や樹木、寺社仏閣などを大切にし、まちの歴史や文化が感じられる景観をつくります。

###### 地形を生かした景観づくり

高台からの見え方など、文京区の特徴である地形を尊重することで、地形によって醸し出される魅力が感じられる景観をつくります。

##### 調和のとれた景観をつくる

###### まち並みの連続性や一体感が感じられる景観づくり

建築物の意匠や色彩、木々の緑、道路など、景観を構成するものそれぞれが過度に目立つことなく馴染み合い、まち並みの連続性や一体感が感じられる景観をつくります。

###### 雑然さを感じさせない景観づくり

まちの景観を乱す要素を目立たないようにしたり、修景したりすることにより、雑然さを感じない整った印象の景観をつくります。

##### 歩いている心地良い景観をつくる

###### ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観づくり

樹木や花などの緑や、自然の素材を使った味わいのある門や塀、憩いのためのベンチなど、人々の目を楽しませ、心地良さを感じさせる要素を創っていくことで、ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観をつくります。

###### 印象的なまちかど景観づくり

角地や通りの突き当たりは、道行く人の視線が集中しやすい場所です。適切な修景を行い、印象的なまちかど景観をつくることにより、歩いている心地良い景観をつくります。

## 景観形成基準

建築物等に対する景観形成基準 *1 (景観法第8条第4項第2号)		掲載 (又は関連) ページ
配置	① 適切な隣棟間隔の確保や道路側にできる限り空地を設けるなど、ゆとりある景観に配慮した配置とする。	P.6
	② 隣接する建築物の壁面の位置の連続性等を考慮する等、周辺のまち並みに配慮した配置とする。	—
	③ 敷地内やその周辺に、歴史的な資源 (遺構や樹木、池、湧水など) や起伏に富んだ地形などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。	—
	④ 人々の賑わいが感じられる場所では、道路側に空地を設けたり、建築物の顔を向けたりするなど、配置を工夫し、賑わいの連続性に配慮する。	P.6
形態・意匠・色彩	① 建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等と意匠や素材を合わせるなど、周辺の景観との調和を図る。	P.7
	② 周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方 *2 に対し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、周辺のまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。	P.7
	③ 周辺の建築物群のスカイラインを考慮し、上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、周辺のまち並みとの調和に配慮する。	P.8
	④ 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表1 (ただし、高さ ≥ 60m 又は延床面積 ≥ 30,000㎡ の建築物にあっては別表2) の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	P.30 ~ 34 色彩基準を参照
	⑤ 外壁及び屋根は、反射光の周辺への影響に配慮するとともに、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いたり、意匠を工夫したりするなど、魅力ある景観形成に配慮する。	—
	⑥ 建築物に付随する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、露出しないよう建築物と一体的に計画するなど工夫する。	P.8
	⑦ 屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、目立たないよう工夫する。	P.8
	⑧ 歴史や文化の趣が感じられる建築物等を建替える際には、使われていた素材やデザインなどを取り入れるなど、趣を引き継ぐよう配慮する。	—
	⑨ 角地や道路の突き当たりなど、アイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩の配慮等により、魅力ある景観形成に配慮する。	P.9

\*1 次のものを対象とした基準。

- ・建築物
- ・工作物のうち製造施設やサイロなど建築物に類するもの

\*2 「景観特性からの見え方」については、次に示す場所からの見え方に配慮すること。

(景観計画本編 P.133 ~ 141 又は、景観計画概要版 P.51 ~ 59 参照)

ただし、基準の対象となる建築物等や工作物が景観特性から望見できる場合において配慮するものとする。また、歴史・文化的建造物等、その他の神社、その他の寺については、それらが一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有している場合に限る。

- ・坂道 (名のある坂道をはじめ、区内にあるすべての坂道)
- ・歴史・文化的建造物等
- ・その他の神社
- ・その他の寺
- ・低層住宅地
- ・寺町
- ・下町風情あるまち
- ・幹線道路等
- ・拠点
- ・緑のまとまり
- ・神田川

公開空地 ・ 外構等	① 外構の床等の仕上げは、無表情な印象とならないよう意匠や素材などを工夫するとともに、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など周辺の景観と調和を図る。	P.9
	② 敷地内ではできる限り緑化を図り、潤いある景観形成に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を行うよう配慮する。	P.10
	③ 緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	—
	④ 道路との境界付近に塀やフェンスなどを設置する場合は、高さや形態・意匠・色彩を工夫したり、道路から後退させたりするなど、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観との調和を図る。	P.10
	⑤ 敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機などの附帯設備は、道路に対して露出しないよう配置の工夫や目立たないように配慮、植栽による修景を行うなど、周辺の景観との調和を図る。	P.11
	⑥ 敷地内に設置する自動販売機は、周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。	—
	⑦ 周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、過度な明るさは避け、周辺の景観に応じた照明を行う。	—
<p>次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、下記の基準を加えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積<math>\geq</math> 3,000<math>\text{m}^2</math></li> <li>今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合（第1種低層住居専用地域は除く）</li> <li>今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対高さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合</li> </ul>		
配置	① 道路等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。	P.11
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	① 上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観やスカイラインとの調和に配慮した形態・意匠・色彩とする。	P.8 形態・意匠・色彩 ③を参照
	② 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	P.30～34 色彩基準を参照
	③ 外壁及び屋根は、反射光の周辺への影響に配慮するとともに、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に貢献するよう工夫する。	P.12
公開空地 ・ 外構等	① 周辺のオープンスペースとの連続性を確保する。	—
	② 潤いのある景観形成に配慮し、道路に接する部分は緑化を図る。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。	P.12

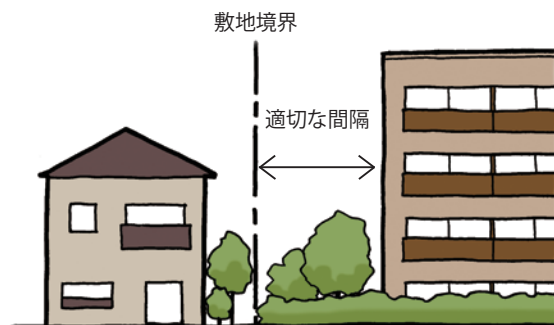
## 主な一般基準の解説

### 配置

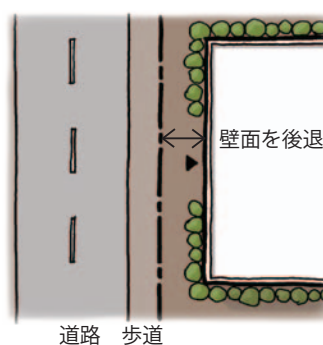
- 1 適切な隣棟間隔の確保や道路側にできる限り空地を設けるなど、ゆとりある景観に配慮した配置とする。

#### 配慮のポイント

- 隣接する建築物と適切な間隔を確保し、隣地との境界は植栽等で修景を行うようにしましょう。
- 建築物は、道路境界から後退させて配置したり、建築物の入口（エントランス）前に適度な空間を確保したりするなど、ゆとりある空間をつくり、道行く人に対する圧迫感を軽減しましょう。



適切な間隔を確保しましょう。  
隣地境界を緑化しましょう。

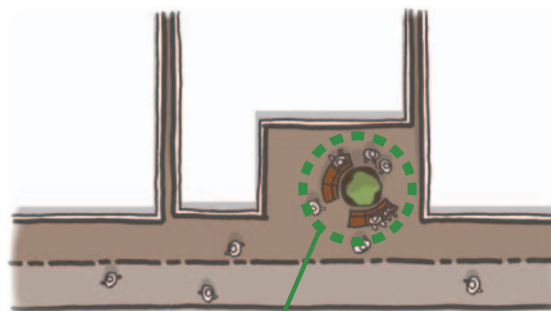


道路境界から壁面を後退させましょう。

- 4 人々の賑わいが感じられる場所では、道路側に空地を設けたり、建築物の顔を向けたりするなど、配置を工夫し、賑わいの連続性に配慮する。

#### 配慮のポイント

- 商店街や駅前などでは、建築物の前面にオープンスペースを確保し、人が憩える空間（ベンチ等の座れる場所や溜まりスペースなど）を設けることにより、賑わいを創出する工夫を図りましょう。
- 建築物の低層部は、ガラス張りや開口部を多くするなど、内部の様子が外からも見えるような開放的なデザインとすることで、建築物の内部空間と外部空間で賑わいが連続するよう工夫しましょう。



ベンチなどの設置により  
溜まりスペースを設けましょう。



建築物の低層部は、ガラス張りなど、開放的なデザインにしましょう。

## 形態・意匠・色彩

- ① 建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等と意匠や素材を合わせるなど、周辺の景観との調和を図る。

### 配慮のポイント

- 周辺の建築物等のデザイン要素を効果的に取り入れ、調和のとれたまち並みづくりに配慮しましょう。

- ・ 周辺の建築物の外壁に使用されている素材や意匠を取り入れる。
- ・ バルコニーや屋根形状などを周辺の建築物と合わせる。
- ・ 周辺の建築物と同調した色彩を用いる。  
など

周辺の建築物の素材や意匠を取り入れ、調和を図りましょう。



同調した色彩を用いて、連続性のあるまち並みづくりに配慮しましょう。



周辺の建築物等のデザイン要素を効果的に取り入れましょう。

- ② 周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方\*に対し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、周辺のまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。

### 配慮のポイント

- 次の工夫等により、圧迫感を軽減させましょう。

- ・ 素材や色彩を工夫し、壁面デザインを分節する。
- ・ 開口部やバルコニーを設けて壁面に適度な凹凸を与える。
- ・ ガラスや開口部を出来る限り多く設けて、軽さを演出する。
- ・ 中高層部には、高明度・低彩度の明るい色を用いて、軽さを演出する。

- 接している道路からだけでなく、周辺にある坂道、文化財、寺社仏閣、公園などからの見え方にも十分に配慮しましょう。

before



after



周辺の建築物と合わせて壁面デザインを分節するなど、圧迫感を軽減させましょう。



壁面を分節し、バルコニーを設けるなど、周辺の建築物との調和に配慮しましょう。

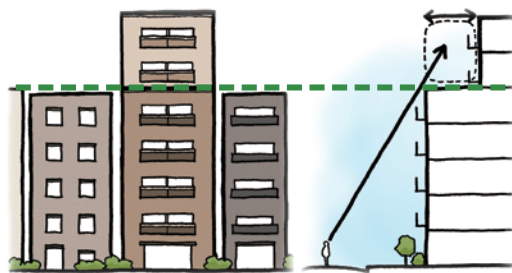
\* P.4 の \*2 を参照



- ③ 周辺の建築物群のスカイラインを考慮し、上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、周辺のまち並みとの調和に配慮する。

### 配慮のポイント

- 周辺のスカイラインよりも突出した部分について、セットバックしたり、色彩を変化させたりなどして、スカイラインの調和を図りましょう。
- 隣接する建築物と低層部の意匠や色彩、素材などを合わせるなどの工夫を図りましょう。
- 隣接する建築物と合わせて、高さの変化がなだらかになるよう、形態の工夫を行いましょう。



周辺のスカイラインを超える部分は、建築物の上層部を後退させるなど、スカイラインの調和に配慮しましょう。

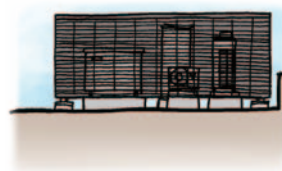


低層部の意匠や色彩を合わせるなど、まち並みの連続性に配慮しましょう。

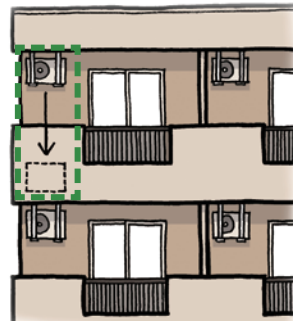
- ⑥ 建築物に付帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、露出しないよう建築物と一体的に計画するなど工夫する。
- ⑦ 屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、目立たないよう工夫する。

### 配慮のポイント

- 設備機器類は、通りに対してむき出しになることを避け、ルーバーで覆う、パラペットを立ち上げるなどにより、通りや高台からできる限り見えないように工夫しましょう。
- 屋外階段や配管設備、ダクト類は、建築物本体と同じ素材や色彩を用いるなどにより、建築物と一体的に計画し、乱雑な景観にならないようにしましょう。
- 建築物の側面や裏側も、道行く人からの見え方を意識して、設備機器類や配管設備などがむき出しにならないように工夫しましょう。

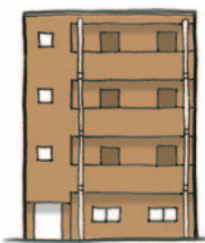


屋上の室外機や排気塔は、ルーバーで覆いましょう

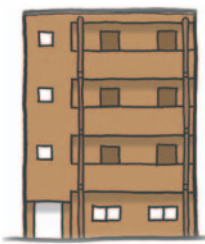


室外機をベランダの床に置き道路から見えないようにしましょう。

before



after



配管設備の色彩は、建築物本体と同調したものとし、目立たなくなるようにしましょう。



屋外階段は建築物と一体的に計画しましょう。

- ⑨角地や道路の突き当たりなど、アイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩の配慮等により、魅力ある景観形成に配慮する。

### 配慮のポイント

- 角地や道路の突き当たりは、歩行者の目線が集中しやすく、まちの印象を左右する大切な場所のひとつです。  
こうした場所では、建築物の意匠を工夫したり、石貼りなどの自然素材を活用したり、シンボルツリーを植えたりするなどの工夫を図りましょう。
- 敷地に余裕がない場合は、地被類や低木などを施し、まちに柔らかな表情を与えるよう配慮しましょう。



アイストップとなる場所では、建築物の意匠を工夫しましょう。



シンボルツリーを植えるなどの工夫を図りましょう。

## 公開空地・外構等

- ①外構の床等の仕上げは、無表情な印象とならないよう意匠や素材などを工夫するとともに、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など周辺の景観と調和を図る。

### 配慮のポイント

- 床仕上げは、タイルやインターロッキング、自然石、ピンコロ石、地被類などにより、無表情なしつらえとならないよう修景し、心地良い景観を形成しましょう。
- 周辺建築物の外構に使用されている素材や色彩と同調したものを取り入れるなど、周辺との調和に配慮しましょう。



道路側に空地を設け、インターロッキングやタイルなどで、無表情なしつらえとならないよう修景しましょう。

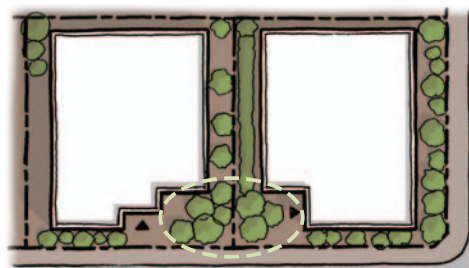


床仕上げの色彩や素材は、周辺の敷地と同調したものを取り入れましょう。

②敷地内はできる限り緑化を図り、潤いある景観形成に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を行うよう配慮する。

### 配慮のポイント

- 道路に接する部分に緑化を行いましょう。
- 隣接する敷地の植栽と近い位置に植栽し、まとまりのある緑を創出したり、樹種を揃えて統一感を演出するなどの工夫を図りましょう。
- 低地にある建物は、周囲の高台から屋上が見える場合があるため、できる限り屋上緑化や壁面緑化をして、高台からの見え方に配慮しましょう。
- 周辺に緑が少なくても、緑を積極的に配置することで先導的に潤いある景観を形成しましょう。



隣接する敷地の植栽と近い位置に植栽し、まとまりある緑を創出しましょう。

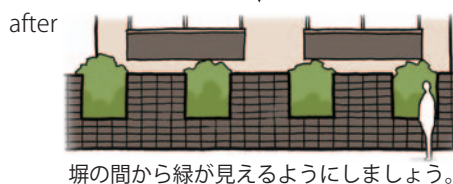
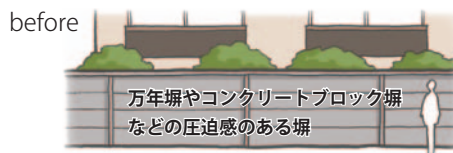


様々な緑を積極的に配置し、潤いある景観を形成しましょう。

④道路との境界付近に塀やフェンスなどを設置する場合は、高さや形態・意匠・色彩を工夫したり、道路から後退させたりするなど、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観との調和を図る。

### 配慮のポイント

- 高さや間口のある規模の大きな塀は、道行く人に圧迫感を与えがちです。できる限り高さを抑える工夫を検討しましょう。
- 無表情な設えとならないよう、タイルや自然石、つる性植物などを施し、意匠の工夫を図りましょう。
- 素材の一部を変えるなどして分節化を図ったり、透過性のあるフェンスや格子状の柵を利用するなどして、圧迫感の軽減を図りましょう。
- 塀の前面に植栽等を施すなど、道行く人の視線を意識した景観づくりを行いましょう。



透過性のある格子状の柵などを設けましょう。



素材の一部を変えるなどして、分節化を図りましょう。



塀の前面に緑を配置するなど、圧迫感を軽減しましょう。

- ⑤敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機などの附帯設備は、道路に対して露出しないよう配置の工夫や目立たないような配慮、植栽による修景を行うなど、周辺の景観との調和を図る。

### 配慮のポイント

- 駐車場や室外機などの附帯設備が、フェンス等の囲いや修景がないまま道路にむき出しの状態を設置されると、道行く人に対して乱雑な印象を与えます。建築物の中に収める計画（ビルトイン）とするなど、通りから直接見えない位置に設置しましょう。
- やむを得ず外構部分に設置する場合は、適切な修景を行きましょう。



ごみ保管場所や駐車場などを、やむを得ず外構部分に設置する場合は、適切な修景を行きましょう。

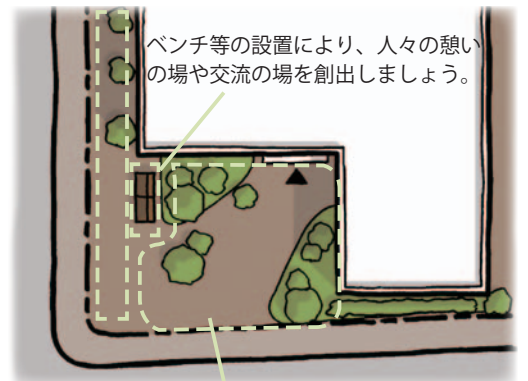
## 「敷地面積 $\geq 3,000\text{m}^2$ 」等の建築物等

### 配置

- ①道路等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。

### 配慮のポイント

- 特に規模の大きな建築物が、道路に対して引きがない位置に配置されると、道行く人に圧迫感を与えます。
- 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保し、ゆとりある空間を十分に確保して、より積極的に景観への貢献を図りましょう。
- 敷地の道路に面した部分には、塀やフェンスを設置せず、歩道状の空地や広場となるような空間を設け、道路と連続した歩行空間となるようにしましょう。
- さらに、ベンチ等を設置するなど、人々の憩いの場や交流する場とすることを検討しましょう。



道路等と連続したゆとりあるエントランス空間を確保しましょう。



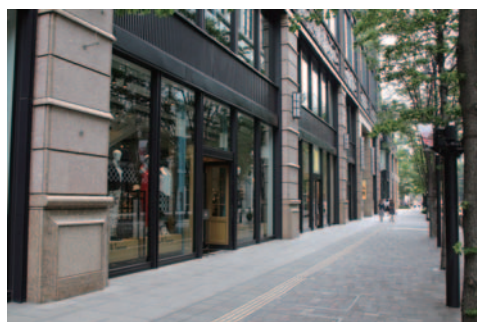
道路等の公共空間と連続したオープンスペースを確保し、ゆとりある空間にしましょう。

## 形態・意匠・色彩

- ③外壁及び屋根は、反射光の周辺への影響に配慮するとともに、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に貢献するよう工夫する。

### 配慮のポイント

- 特に規模の大きな建築物の場合、無表情なしつらえの外壁が低層部に続くと、道行く人に対して圧迫感を与えるとともに、単調で無機質な景観になることがあるので注意しましょう。
- 自然石などの自然素材や表情のあるタイルを活用するなどして、低層部の意匠には十分配慮し、魅力ある景観形成に貢献するようにしましょう。



自然石貼りやタイルなどを用いて、道行く人にとって心地良い景観をつくきましょう。

## 公開空地・外構等

- ②潤いのある景観形成に配慮し、道路に接する部分は緑化を図る。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。

### 配慮のポイント

- 特に規模の大きな建築物の場合は、積極的に緑化を行い、潤いある景観の創出に貢献しましょう。
- 大規模建築物は、近景・中景だけでなく、遠景にも十分配慮し、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行い、良好な景観の形成に貢献しましょう。



道路沿いには、積極的な緑化を行いましょう。



遠景にも十分配慮し、屋上緑化を積極的に行いましょう。

## (2) 景観特性基準

### ① 坂道基準

**対象範囲** 区内の名のある坂道（113箇所）をはじめ、区内にあるすべての坂道の沿道の敷地及び坂道の突き当たりに面する敷地。

**景観形成の方向性** 石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、地形の豊かさが感じられる心地良い景観をつくる

- 坂道の勾配を感じさせるようなしつらえの工夫等により、起伏に富んだ地形を生かした景観をつくります。
- 坂道景観を形成する重要な要素である擁壁や建築物の外構、緑化などについて適切な修景を行い、心地良い坂道景観をつくります。
- 坂道の歴史・文化を尊重した景観形成を図ります。

建築物等に対する景観形成基準 *1（景観法第8条第4項第2号）		掲載（又は関連）ページ
形態・意匠・色彩	① 建築物の形態・意匠は、坂道の勾配になじむよう配慮する。	P.17
	② 坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。	P.17
	③ 坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。	—
公開空地・外構等	① 擁壁や塀を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。	P.18
	② 潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。	P.18

### ② 歴史・文化的建造物等基準

**対象範囲** 歴史・文化的建造物等（文化財に指定されている建造物等、東京都選定歴史的建造物及び文京花の五大まつり等が開催されている寺社）の存する敷地の敷地境界線から50mの範囲。

**景観形成の方向性** 歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる

- 意匠や色彩、素材、緑化などについて配慮することで、歴史・文化的建造物等と周辺が調和した景観をつくります。
- 歴史・文化的建造物等からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

建築物等に対する景観形成基準 *1（景観法第8条第4項第2号）		掲載（又は関連）ページ
配置	① 歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。	P.19
形態・意匠・色彩	① 外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。	P.19
	② 周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方 *2にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。	P.7 形態・意匠・色彩②を参照
	③ 周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方 *2にも配慮し、建築物に付随する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。	P.8 形態・意匠・色彩⑥⑦を参照
公開空地・外構等	① 歴史・文化的建造物等の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。	—

### ③ まちのまとまり基準

#### ア) 低層住宅地基準

**対象範囲** 第1種低層住居専用地域に指定された範囲。

**景観形成の方向性** 緑豊かで歴史・文化に培われた風格ある景観を引き継ぐ  
 ・建築物の意匠や色彩、樹木の連なりなど、周辺の状態を意識し、一体感のある景観をつくります。  
 ・緑豊かで潤いと風格が感じられる景観形成を図ります。

建築物等に対する景観形成基準*1 (景観法第8条第4項第2号)		掲載(又は関連) ページ
形態・意匠・色彩	① 意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。	P.20
公開空地・外構等	① 外構計画は、周辺の敷地や道路など周辺の景観との調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に配慮する。	P.20
	② 緑豊かな住宅地景観に配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、できる限り四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある景観形成に配慮する。	P.20

#### イ) 寺町基準

**対象範囲** 文京区都市マスタープランの景観形成の方針における寺町界隈の景観形成に位置付けられた範囲(白山、向丘、本駒込、千駄木の一部)。

**景観形成の方向性** まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切に、寺社の佇まいを生かした景観をつくる  
 ・意匠や色彩、素材、緑化などについて配慮することで、寺町の景観の基礎となる寺社とその周辺が調和した落ち着いた景観をつくります。  
 ・寺社からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

建築物等に対する景観形成基準*1 (景観法第8条第4項第2号)		掲載(又は関連) ページ
配置	① 寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から寺社への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。	P.19 配置①を参照
形態・意匠・色彩	① 外壁や塀の意匠・素材などは、寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着いた景観との調和を図る。	P.21
	② 外壁及び屋根の色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。	P.21
	③ 周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*2にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。	P.7 形態・意匠・色彩②を参照
	④ 周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*2にも配慮し、建築物に付随する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。	P.8 形態・意匠・色彩⑥⑦を参照
公開空地・外構等	① 寺社の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。	—

## ウ) 下町風情あるまち基準

**対象範囲** 根津駅周辺地区まちづくり基本計画及び千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画が策定されている地区（根津一丁目及び根津二丁目、千駄木二丁目及び千駄木三丁目 23 番～52 番）の範囲。

**景観形成の方向性** 江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせる景観を引き継ぐ

- ・ まちのまとまりを特徴付ける要素を生かし、下町風情を感じさせる景観を引き継ぎます。
- ・ 景観を構成するそれぞれの建物の軒先に彩られた植栽等をつなぎ、緑溢れる景観をつくります。

建築物等に対する景観形成基準 *1 (景観法第 8 条第 4 項第 2 号)		掲載 (又は関連) ページ
形態・意匠・色彩	① 周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や木の風合いを残した住宅、格子、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。 特に歩行者の視線が集中しやすい建築物の低層部では、格子や木質系等の木の素材感を意識した建材を用いるなど、周辺のまち並みの連続性や一体感に配慮し、意匠等を工夫する。	P.22
	② 長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、比較的小規模な建築物が建ち並ぶまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。	P.7 形態・意匠・色彩②を参照
公開空地・外構等	① 下町風情ある景観に配慮し、道路に面する部分は緑化を図る。樹種の選定に当たっては、周辺で施されている緑との一体感を図るよう配慮する。	P.22

## ④ 幹線道路等基準

**対象範囲** 文京区都市マスタープランに位置付けられた幹線道路（主要幹線道路、生活幹線道路）及び電線類の地中化や歩道の整備など良好な景観整備が行われている千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）の沿道の敷地。

**景観形成の方向性** 軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる

- ・ 沿道の建築物の意匠や色彩、緑化など、統一感や連続性が感じられ、区の骨格としてふさわしい風格と潤いのある沿道景観をつくります。
- ・ 区の骨格を印象付けるような交差点やアイストップなどにおいて、特徴的な魅力ある景観形成を図ります。
- ・ 沿道だけでなく、幹線道路の後背地からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

建築物等に対する景観形成基準 *1 (景観法第 8 条第 4 項第 2 号)		掲載 (又は関連) ページ
配置	① 幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図る。	P.23
形態・意匠・色彩	① 統一感のある沿道景観の形成に配慮し、形態・意匠などは、できる限り開口部を多くするなど、幹線道路等からの見え方に配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する。	P.23
	② 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。	P.23
	③ 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、建築物の側面や裏側に付随する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。	P.8 形態・意匠・色彩⑥⑦を参照
	④ 主要な交差点に面する建築物は、魅力的なまちかど景観を形成するよう、交差点からの見え方に配慮し、形態・意匠などを工夫する。	P.9 形態・意匠・色彩⑨を参照
	⑤ 道路の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、形態・意匠の工夫など、魅力ある景観形成に配慮する。	P.9 形態・意匠・色彩⑨を参照
公開空地・外構等	① 幹線道路等に面して緑を設けるなど、快適で潤いのある街路景観を創出する。	—



## ⑤ 拠点基準

対象範囲	文京区都市マスタープランに位置付けられた拠点（地域拠点、生活拠点）の範囲のうち、駅を中心とした一部の範囲。
------	---

景観形成の方向性	それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる ・オープンスペースやゆとりある空間の創出などにより、人々の活動の中心としてふさわしい賑わいのある景観をつくります。 ・それぞれの拠点ならではの良好で特色のある景観をつくります。
----------	--

建築物等に対する景観形成基準 *1（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）		掲載（又は関連） ページ
配置	① オープンスペースや辻広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する。	P.24
形態・意匠・色彩	① それぞれの拠点の地域特性を踏まえ、形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。	P.24
	② 拠点内の主要な眺望点（道路、公園など）からの見え方だけでなく、後背地等の周辺からの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。	P.7 形態・意匠・色彩②を参照

## ⑥ 緑のまとまり基準

対象範囲	大規模な緑のまとまりを有する敷地、区立公園、市民緑地、都立公園、準公園（以下「緑のまとまり」という。）の敷地境界線等から 50 m の範囲。
------	--

景観形成の方向性	緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる ・緑のまとまりと周辺の緑が連続し、一体となって潤いのある景観をつくります。 ・緑豊かな環境にふさわしい落ち着いた景観をつくります。 ・緑のまとまりからの見え方に配慮した景観形成を図ります。
----------	--

建築物等に対する景観形成基準 *1（景観法第 8 条第 4 項第 2 号）		掲載（又は関連） ページ
形態・意匠・色彩	① 外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。	P.25
	② 周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方 *2 にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。	P.7 形態・意匠・色彩②を参照
	③ 周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方 *2 にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。	P.8 形態・意匠・色彩⑥⑦を参照
公開空地・外構等	① 緑のまとまりとの敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、緑のまとまりと一体となった空間づくりを図る。	P.25

\*1 P.4 の \*1 を参照

\*2 「歴史・文化的建造物等の存する敷地」「寺社」又は「緑のまとまり」からの見え方については、それらが一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望みできる場合において配慮するものとする。

## 主な景観特性基準の解説

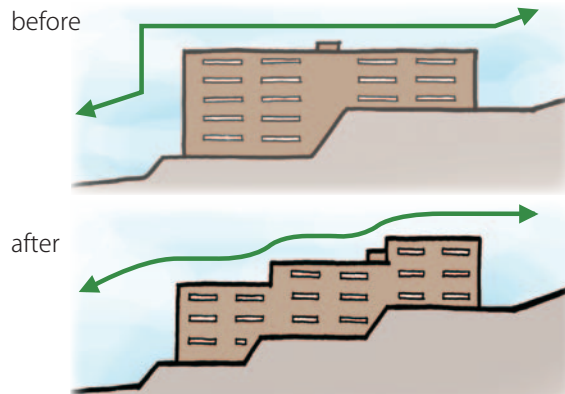
### ① 坂道基準

#### 形態・意匠・色彩

- ① 建築物の形態・意匠は、坂道の勾配になじむよう配慮する。

#### 配慮のポイント

- 坂の勾配に合わせて、建築物の高さや外壁のデザインを階段状にしつらえるなどにより、坂道の勾配を感じさせるような工夫を図りましょう。
- 建築物そのものにおける工夫が難しい場合は、擁壁や塀について同様の工夫を図り、坂道景観への配慮を十分に行いましょう。(次ページ参照)



地形に合わせて、建築物の高さや形状を階段状にしつらえましょう。



建築物のデザインを階段状にしつらえるなど、坂の勾配を感じさせるような工夫を図りましょう。建築物本体における工夫が難しい場合は、擁壁や塀において同様の工夫を図りましょう。

- ② 坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。

#### 配慮のポイント

- 坂道沿いに寺社や文化財、趣ある木造住宅、石積擁壁、斜面緑地などがある場合は、計画する敷地に接していない場合であっても、坂道全体の魅力向上のため、歴史・文化的資産を尊重した景観づくりに取り組みましょう。

→ p.19 歴史・文化的建造物等基準の形態・意匠・色彩①を参照してください。

## 公開空地・外構等

- ① 擁壁や塀を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。
- ② 潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。

### 配慮のポイント

○ 擁壁や塀は、道行く人の目に触れやすく、また、豊かな地形を象徴する重要な要素であり、坂道の印象に強く影響するものです。計画の際には、擁壁の素材や意匠等に十分配慮しましょう。

- ・ 高さをできる限り低くするとともに、階段状にしつらえる。
- ・ 自然石張りなどの自然素材や、表情のあるタイルなどを活用する。
- ・ 擁壁や塀を道路からセットバックさせ、植栽等により修景する。 など



擁壁や塀の高さを出来る限り低くするとともに、階段状にしつらえるなどの工夫を図りましょう。



自然石等の自然素材や、表情のあるタイルなどを活用しましょう。



擁壁や塀を道路からセットバックさせ、植栽等により修景しましょう。

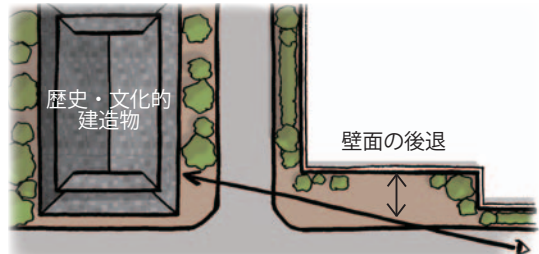
## ② 歴史・文化的建造物等基準

### 配置

- ① 歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。

#### 配慮のポイント

- 計画地周辺にある歴史・文化的建造物等が、周辺の道路からどのように見えるのかを十分に把握し、壁面を後退させる等の工夫を図りましょう。



壁面を後退させるなど、歴史・文化的建造物等の見え方に配慮しましょう。

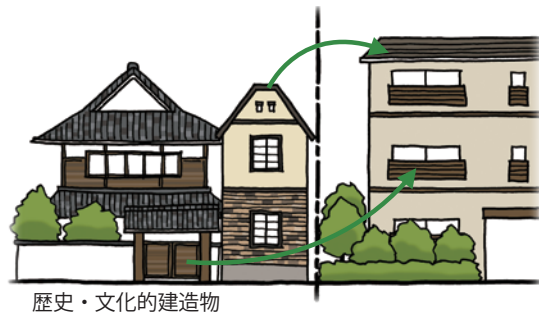
### 形態・意匠・色彩

- ① 外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。

#### 配慮のポイント

- 計画地の周辺にある歴史・文化的建造物等に使用されている意匠や素材、色彩、建築様式などについて、十分に把握し、その歴史的な風情を計画に反映するよう配慮しましょう。

- ・ 歴史・文化的建造物等に使用されている素材と同調した素材や色彩を用いる。
- ・ 歴史・文化的建造物等と合わせて、自然石を用いる、木の素材感を意識した素材を用いる、瓦屋根や縦格子など和風の要素を取り入れたデザインとする、屋根形状を合わせる。  
など  
(ただし、建築物単体における素材・意匠の統一感やバランスには十分配慮しましょう。)



歴史・文化的建造物等に使用されている素材と同調した素材や色彩を用いるなど、歴史的な風情を効果的に取り入れ、歴史・文化的建造物等との調和に配慮しましょう。

### ③ まちのまとまり基準

#### ア) 低層住宅地基準

##### 形態・意匠・色彩

①意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。

##### 配慮のポイント

○周辺の建築物等に使われている素材、色彩、意匠、屋根の形状などと合わせたデザインとするなど、周辺と一体感を図りましょう。

→ p. 7一般基準の形態・意匠・色彩①を参照してください。

##### 公開空地・外構等

①外構計画は、周辺の敷地や道路など周辺の景観との調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に配慮する。

##### 配慮のポイント

○床仕上げや塀に自然石やタイルを活用したり、シンボルツリーを配置したりすることなどにより、表情豊かなしつらえにすることで、風格ある住宅地景観を引き継ぐよう配慮しましょう。



床仕上げや塀に自然石やタイルなどを活用しましょう。

②緑豊かな住宅地景観に配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、できる限り四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある景観形成に配慮する。



シンボルツリーを配置しましょう。

##### 配慮のポイント

○道路に面する部分や玄関(エントランス)、駐車場など、小さな空間にも積極的に緑化を図りましょう。

○四季が感じられ、色とりどりの花木を植えることにより、風格ある住宅地の景観を演出しましょう。



四季が感じられる色とりどりの花木を植えましょう。

## イ) 寺町基準

### 形態・意匠・色彩

- ①外壁や塀の意匠・素材などは、寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着いた感じのある景観との調和を図る。

#### 配慮のポイント

- 計画地の周辺にある寺社に使用されている意匠や素材、色彩、建築様式などについて、十分に把握し、その歴史的な風情を計画に反映するよう配慮しましょう。

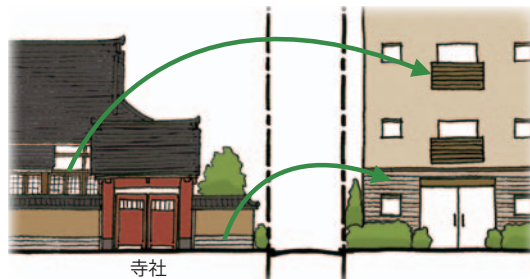
- ・寺社に使用されている素材と同調した素材や色彩を用いる。
- ・寺社と合わせて、自然石を用いる、木の素材感を意識した素材を用いる、瓦屋根や縦格子など和風の要素を取り入れたデザインとする、屋根形状を合わせる。など  
(ただし、建築物単体における素材・意匠の統一感やバランスには十分配慮しましょう。)

- ②外壁及び屋根の色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。

#### 配慮のポイント

- 暖色系の色彩や、茶、赤茶、ベージュなどのいわゆるアースカラーは、寺社の外壁や、屋根、門、塀等を使用されている瓦や木材等と調和しやすい色彩です。

寺社に使用されている素材と同調した素材や色彩を用いるなど、寺社との調和に配慮しましょう。



寺社



寺社にも様々な佇まいがあります。近隣の寺社の意匠や素材、色彩、建築様式などについて十分に把握しましょう。



(瓦屋根)



(漆喰の塀)



(自然石の門柱)



(石畳のアプローチ)

寺社の持つ歴史的な風情を、効果的に意匠や色彩などに取り入れましょう。

## ウ) 下町風情あるまち基準

### 形態・意匠・色彩

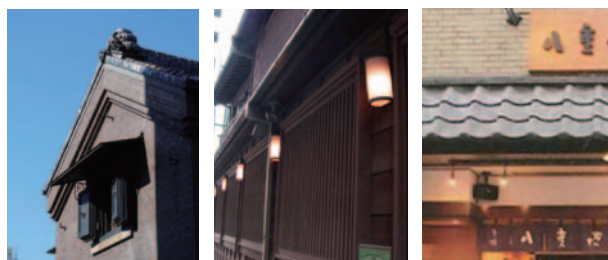
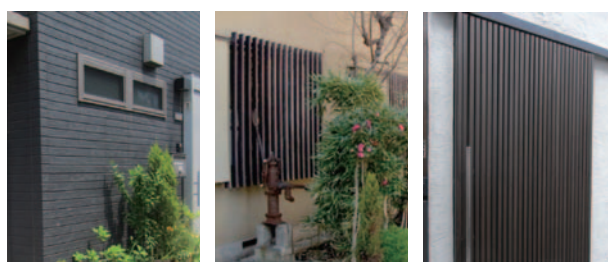
- ① 周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や木の風合いを残した住宅、格子、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。特に歩行者の目線が集中しやすい建築物の低層部では、格子や木質系等の木の素材感を意識した建材を用いるなど、周辺のまち並みの連続性や一体感に配慮し、意匠等を工夫する。

#### 配慮のポイント

- 木の素材感を意識した建材や格子、引き戸、庇などは、下町風情あるまちを構成する重要なデザイン要素です。こうしたデザイン要素を効果的に取り入れたり、それを踏襲したデザイン等を工夫したりすることなどにより、風情あるまち並みの連続性に配慮しましょう。

(ただし、建築物単体における素材・意匠の統一感やバランスには十分配慮しましょう。)

→「まち並みづくりの作法」を参考にしてください。



木の素材感を意識した建材や格子、引き戸、庇などのデザイン要素を効果的に取り入れ、風情あるまち並みとの調和を図りましょう。

### 公開空地・外構等

- ① 下町風情ある景観に配慮し、道路に面する部分は緑化を図る。樹種の選定に当たっては、周辺で施されている緑との一体感を図るよう配慮する。

#### 配慮のポイント

- 道路に面する部分や玄関(エントランス)、駐車場など、小さな空間にも積極的に緑化を図りましょう。
- 下町風情あるまちでは、プランターやハンギングバスケットによる花などが、多くの家の軒先に飾られていることが特徴です。樹種選定に当たっては、このような特徴ある緑と一体感を図るよう配慮し、まちの個性を演出しましょう。



プランターやハンギングバスケットなどを活用し、積極的に緑化を図りましょう。



道路に面する部分や小さな空間にも積極的に緑化を図りましょう。

## ④ 幹線道路等基準

### 配置

- ① 幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図る。

### 形態・意匠・色彩

- ① 統一感のある沿道景観の形成に配慮し、形態・意匠などは、できる限り開口部を多くするなど、幹線道路等からの見え方に配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する。

#### 配慮のポイント

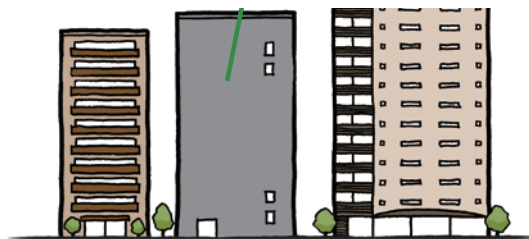
- 建築物の正面（ファサード）は、できる限り幹線道路側に設けましょう。
- 素材、色彩、意匠、壁面の位置、高さなどの要素を、できる限り幹線道路沿いにある建築物と合わせて、連続性のある幹線道路景観を形成しましょう。

- ② 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。

#### 配慮のポイント

- 幹線道路の後背地は、低層の住宅地となることがあります。後背の住宅地からの見え方に配慮し、建築物の裏側の壁面も、圧迫感を軽減させるよう意匠等を工夫しましょう。
- また、幹線道路上から、建築物の側面が見えることがあります。無表情なしつらえとならないよう工夫しましょう。
  - ・ 素材や色彩を工夫し、壁面デザインを分節する。
  - ・ 設備類等がむき出しにならないようにする。
  - ・ 設備類等は、建築物本体と同じ素材や色彩を用いるなど、乱雑な景観にならないようにする。

before 無表情な壁面デザイン



after 幹線道路側は、正面性を持った壁面デザインとするよう工夫しましょう。



周辺の建築物との連続性を持った壁面デザインとし、調和を図りましょう。

before



after



無表情な壁面デザインによる圧迫感を軽減させるよう工夫しましょう。



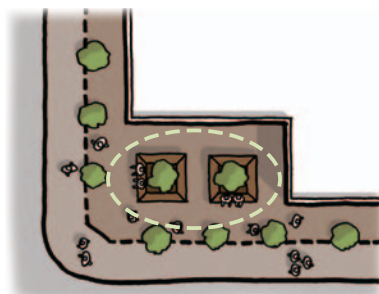
## ⑤ 拠点基準

### 配置

- ① オープンスペースや辻広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する。

#### 配慮のポイント

- 拠点は多くの人で賑わい、地域活性化の核として位置付けられているエリアです。建築物の前面にオープンスペースを確保し、人が憩える空間（ベンチ等の座れる場所や溜りスペースなど）を設けることにより、賑わいを創出する工夫を図りましょう。
- 建築物の低層部は、ガラス張りや開口部を多くするなど、内部の様子が外からも見えるような開放的なデザインとすることで、建築物の内部空間と外部空間で賑わいが連続するよう工夫しましょう。



ゆとりある空間を創出し、賑わいの連続性に配慮しましょう。ベンチ等の設置により、人が憩える空間を創出する工夫を図りましょう。



シンボルツリーの設置や、ガラス張りで開放的なデザインとするなどの工夫を図りましょう。



落ち着いた色彩を用いながら、シンボリックな意匠とするなど、良好で特徴的な景観とするよう工夫しましょう。

### 形態・意匠・色彩

- ① それぞれの拠点の地域特性を踏まえ、形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。

#### 配慮のポイント

- 拠点は、地域活性化の核として区全体の景観の印象を左右する大切な場所のひとつです。建築物の意匠を工夫したり、自然石等の自然素材を活用したり、シンボルツリーを植えたりするなどの工夫を図りましょう。
- 根津駅及び千駄木駅周辺は、P.22「下町情緒あるまち基準」、白山駅周辺は、P.21「寺町基準」を参照してください。

## ⑥ 緑のまとまり基準

### 形態・意匠・色彩

- ① 外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。

#### 配慮のポイント

- 木の素材感を意識した建材や、自然石等の自然素材などを用いることにより、緑のまとまりとの調和を図りましょう。
- 建築物の外壁等は、樹木の緑より目立ちすぎないように、低彩度の落ち着いた色彩にしましょう。
- 暖色系の色彩や、茶、赤茶、ベージュなどのいわゆるアースカラーは、公園等の樹木と調和しやすい色彩です。



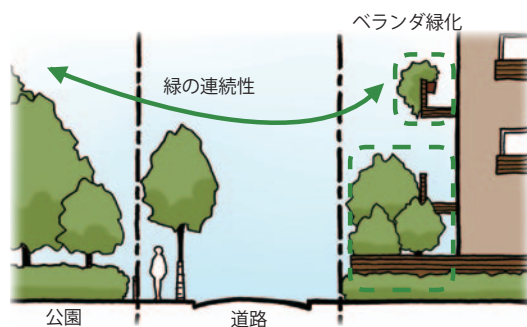
樹木の緑と調和するよう、低彩度の落ち着いた色彩にしましょう。

### 公開空地・外構等

- ① 緑のまとまりとの敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、緑のまとまりと一体となった空間づくりを図る。

#### 配慮のポイント

- 公園等に面する側や接道部に中高木を植栽することで、緑のまとまりと連続した緑を創出しましょう。
- 公園等の樹種と揃えて一体感を演出するなどの工夫を図りましょう。



公園側に中高木を植栽しましょう。



緑のまとまりと連続した緑を創出しましょう。

### (3) 地区限定基準

#### ① 神田川景観基本軸基準

対象区域	神田川景観基本軸の区域は、神田川の河川区域及び河川区域の両側からそれぞれ 30 m の陸上の区域を合わせた部分（区外を除く。）とします。ただし、外堀通り沿いの区間（飯田橋交差点から東側の区間）については、神田川の河川区域及び河川区域から 60 m の陸上の区域とします。
------	---

景観形成の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成</li> <li>・緑豊かな川沿いの歩行者空間の創出</li> <li>・神田川と川沿いの地域が調和した景観の形成</li> </ul>
----------	---

建築物に対する景観形成基準*（景観法第8条第4項第2号）		掲載（又は関連） ページ
配置	① 敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。	—
	② 神田川にも建築物の顔を向けた配置とする。	—
高さ・規模	① 高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。	P.8 形態・意匠・色彩 <sup>③</sup> を参照
	② 神田川沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。	—
形態・意匠・色彩	① 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、神田川沿いの歩道や橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。	P.28
	② 外壁は、神田川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、神田川からの見え方に配慮した形態・意匠とするよう工夫する。	P.28
	③ 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	P.30～34 色彩基準を参照
	④ 建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。	P.28
	⑤ 屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。	P.8 形態・意匠・色彩 <sup>⑥⑦</sup> を参照
公開空地・外構等	① オープンスペースを設ける場合は、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。	—
	② 神田川に面して緑を設けるなど、潤いのある河川景観に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。	P.28
	③ 緑化に当たっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	—
	④ 塀や柵は、できる限り生け垣とする。	P.28
	⑤ 夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を神田川に向けないようにする。	—

\* P.4 の\*1を参照

## ② 文化財庭園等景観形成特別地区基準

対象区域	小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、小石川植物園の各庭園等の周辺の状況を踏まえ、庭園等の外周線から概ね100mから300mまでの範囲のうち、道路や敷地などで区切られた範囲（区外を除く。）を設定します。これは、建築物等のスカイラインや色彩、屋上広告物等が、庭園の眺望の一部として認識され得る範囲です。
------	---

景観形成の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導</li> <li>・屋上広告物の規制による景観保全</li> </ul>
----------	--

建築物に対する景観形成基準 *1（景観法第8条第4項第2号）		掲載（又は関連） ページ
配置	① 隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の景観に配慮した配置とする。	—
	② 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。	—
高さ・規模	① 庭園内部の主要な眺望点 *2 からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。	P.29
	② 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。	—
形態・意匠・色彩	① 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	P.30～34 色彩基準を参照
	② 建築物全体及び周辺の建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。	P.29
	③ 長大な壁面を生じさせないようにし、壁面の分節化など、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。	P.29
	④ 建築物に付帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。	P.29
	⑤ 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。	—
	⑥ 屋根・屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。	P.8 形態・意匠・色彩 ⑥⑦を参照
	⑦ バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。	P.8 形態・意匠・色彩 ⑥⑦を参照
	⑧ 窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。	—
	⑨ 屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。	P.29
公開空地・外構等	① 夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。	—
	② 敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。	—
	③ 緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。	—
	④ 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。	—
	⑤ 屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に貢献する。	P.12 公開空地・外構等 ②を参照

\*1 P.4の\*1を参照

\*2 各庭園の主要な眺望点は、景観計画本編 p.131・132 又は景観計画概要版 p.31・32 を参照。

## 主な地区限定基準の解説

### ① 神田川景観基本軸基準

#### 形態・意匠・色彩

- ①形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、神田川沿いの歩道や橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。

#### 配慮のポイント

- 木の素材感を意識した建材や、自然石などの自然素材などを用いることにより、川や川沿いの緑との調和を図りましょう。
- 建築物の外壁等は、川と川沿いの緑に調和するよう、低彩度の落ち着いた色彩にしましょう。



自然素材や、低彩度の落ち着いた色彩のタイルなどを用いたり、外構だけでなく屋上やベランダにおける積極的な緑化などにより、水と緑の自然景観との調和を図りましょう。

- ②外壁は、神田川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、神田川からの見え方に配慮した形態・意匠とするよう工夫する。

- ④建築物に付帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。

#### 配慮のポイント

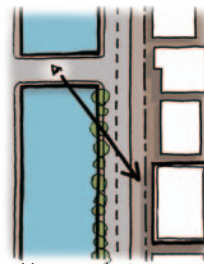
- 計画する建築物が、神田川からどのように見えるかを十分検討し、圧迫感の軽減や設備機器類を目隠しするなど工夫を図りましょう。

#### 【考慮すべき3つの「見え方」】

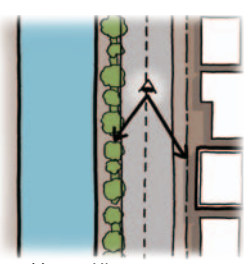
次の3つの「見え方」を意識して、河川との調和、また、周辺の建築物との連続性に配慮しましょう。



神田川の対岸からの見え方



神田川に架かる橋梁上からの見え方



神田川沿いの道路からの見え方

#### 公開空地・外構等

- ②神田川に面して緑を設けるなど、潤いのある河川景観に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。

- ④塀や柵は、できる限り生け垣とする。

#### 配慮のポイント

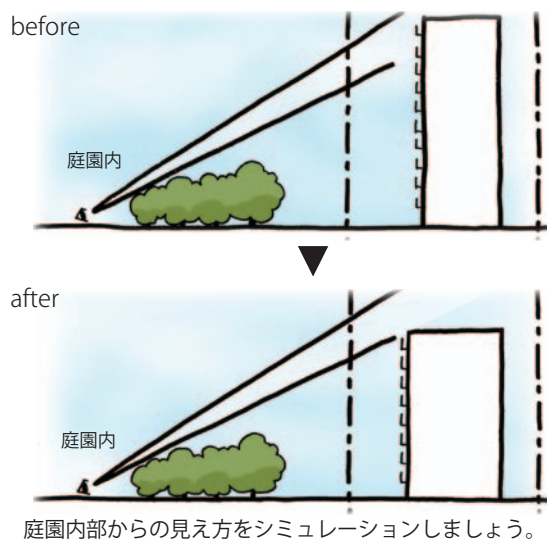
- 神田川は、都市において、水と緑という自然を強く意識でき、潤いや安らぎが感じられる景観が形成されています。外構の植栽や壁面緑化など、可能な限りの緑化を図りましょう。

## ② 文化財庭園等景観形成特別地区基準

### 高さ・規模

- ① 庭園内部の主要な眺望点\*からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。

\*各庭園の主要な眺望点は、景観計画本編 p.131・132 又は景観計画概要版 p.31・32 を参照。

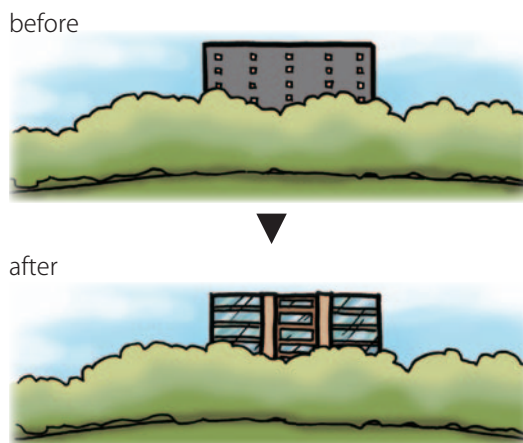


### 形態・意匠・色彩

- ② 建築物全体及び周辺の建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。
- ③ 長大な壁面を生じさせないようにし、壁面の分節化など、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。
- ④ 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。
- ⑨ 屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。

### 配慮のポイント

- 計画する建築物等が、庭園内からどのように見えるかについて十分なシミュレーションを行い、庭園の持つ歴史的・文化的景観を損なうことのないように配慮しましょう。
- 庭園内からの見え方についてシミュレーションを行い、その結果、庭園内から見える場合は、高さや配置など、見えなくなるような工夫が可能かどうか検討を行ってみましょう。
- やむを得ず庭園内から見える場合は、意匠や色彩などについて十分に配慮し、庭園内の歴史的・文化的景観を損なわないよう、落ち着いたデザインとしましょう。



## 4 色彩基準

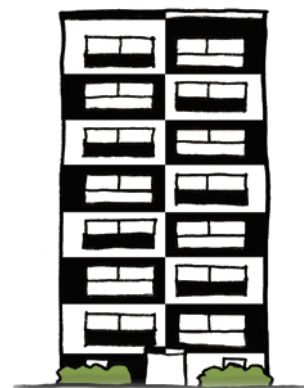
外壁及び屋根に使用可能な色彩の範囲は次頁に示す通りです。また、以下の「色彩に関する景観配慮事項」に適合するようにし、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩計画としてください。

### 色彩に関する景観配慮事項

#### ①使用する色彩が複数の場合は、色彩の明度差（コントラスト）が大きくなりすぎないように配慮する。

外壁の使用色に明度差（コントラスト）を付けると、人の視線を引き付けることができます。しかし、明度差が極端に大きいと、色の対比によるメリハリが強調され過ぎて、まち並みの中で過度に目立つことになり、周辺の景観に馴染まなくなりがちです。

そのため、建築物に複数の色彩を使用する場合には、色彩の明度差を抑え、周辺のまち並みと調和するよう配慮しましょう。

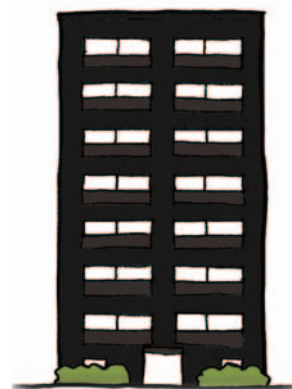


色彩の明度差が大きくなりすぎないようにしましょう。また、色分けにより、派手派手しいデザインとならないようにしましょう。

#### ②使用する色彩が、著しく明るく、また、暗くなりすぎないようにする。

極端な真白（概ねマンセル値 N9.0 以上）、または真黒（概ねマンセル値 N3.0 未満）、またはこれらに近い色彩を使用している建築物は、文京区内には非常に少ないのが現状です。極端な真白、又はこれに近い色彩の外壁色は、著しく明るいことから、まち並みの中で過度に目立つことになり、周辺の景観に馴染まなくなりがちです。また、極端な真黒、又はこれに近い色彩の外壁色は、周辺の景観に対して圧迫感を与えがちです。

白または黒を使用する場合には、周辺のまち並みとの調和を考え、著しく明るく、または、暗くなりすぎないように配慮しましょう。

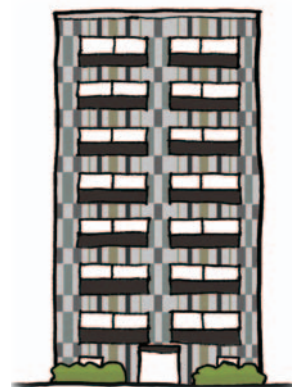


著しく暗い外壁にならないようにしましょう。

#### ③使用する色彩の数が多くなりすぎないように配慮する。

建築物に使用する色数が多くなりすぎると、落ち着きのないデザインとなったり、色彩の明度差や補色効果が発生したりするなど、周辺の景観に馴染みにくいものになりがちです。

使用する色彩の数を少なく抑えることにより、シンプルで落ち着いた色彩のある建築物となり、周辺のまち並みにも調和しやすくなります。

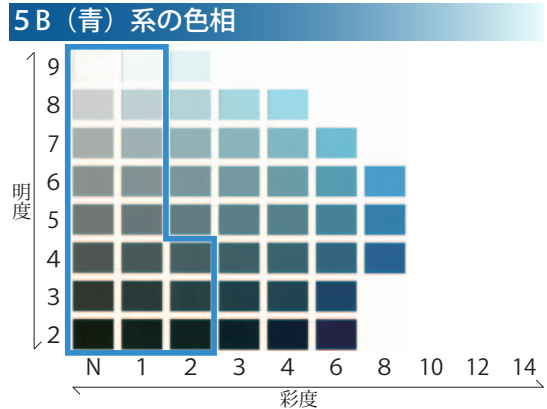
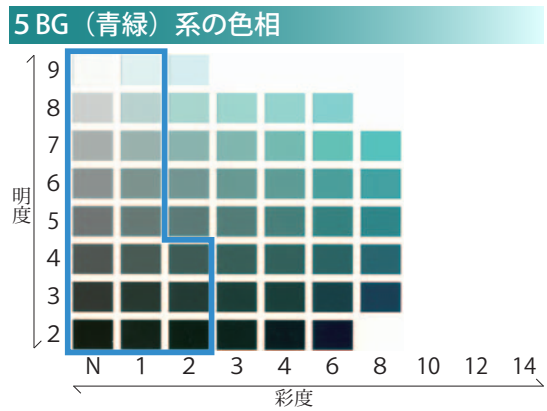
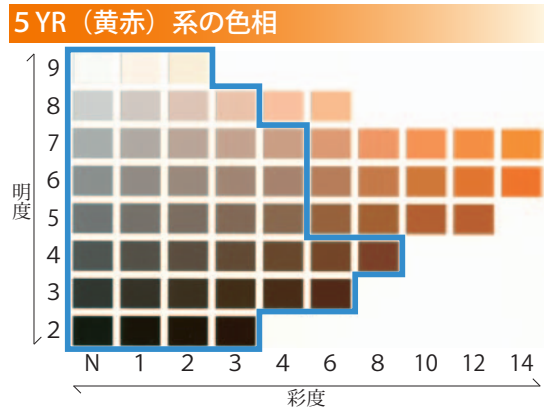
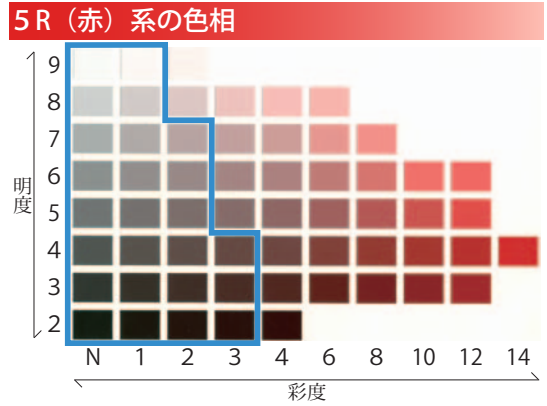


外壁に使用する色彩の数が多くなりすぎないようにしましょう。

別表1 色彩基準(一般基準)

色相	明度		彩度
	5未満の場合	5以上8未満の場合	8以上の場合
0.00 R ~ 1.24 R	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.75 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25 未満
	8以上の場合		1.25 未満
1.25R ~ 6.24R	5未満の場合	5以上8未満の場合	3.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25 未満
	8以上の場合		1.25 未満
6.25R ~ 8.74R	5未満の場合	5以上8未満の場合	6.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	4.5 未満
	8以上の場合		1.25 未満
8.75R ~ 1.24YR	5未満の場合	5以上8未満の場合	7.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	4.5 未満
	8以上の場合		1.75 未満
1.25YR ~ 3.74YR	5未満の場合	5以上8未満の場合	7.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	4.5 未満
	8以上の場合		2.25 未満
3.75YR ~ 1.24Y	5未満の場合	5以上8未満の場合	8.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	5.5 未満
	8以上の場合		3.5 未満
1.25Y ~ 3.74Y	5未満の場合	5以上8未満の場合	6.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	4.5 未満
	8以上の場合		2.75 未満
3.75Y ~ 8.74Y	5未満の場合	5以上8未満の場合	3.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.75 未満
	8以上の場合		1.75 未満
8.75Y ~ 1.24GY	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.75 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25 未満
	8以上の場合		1.75 未満
1.25GY ~ 3.74GY	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.75 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	1.75 未満
	8以上の場合		1.25 未満
3.75GY ~ 6.24GY	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.25 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	1.75 未満
	8以上の場合		1.25 未満
6.25GY ~ 1.24B	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.25 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	1.25 未満
	8以上の場合		1.25 未満
1.25B ~ 6.24B	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.25 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	1.75 未満
	8以上の場合		1.25 未満
6.25B ~ 8.74B	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.75 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25 未満
	8以上の場合		1.25 未満
8.75B ~ 1.24PB	5未満の場合	5以上8未満の場合	3.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25 未満
	8以上の場合		1.25 未満
1.25PB ~ 3.74PB	5未満の場合	5以上8未満の場合	4.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	3.5 未満
	8以上の場合		2.25 未満
3.75PB ~ 6.24PB	5未満の場合	5以上8未満の場合	3.5 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25 未満
	8以上の場合		1.75 未満
6.25PB ~ 1.24P	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.25 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	1.75 未満
	8以上の場合		1.25 未満
1.25P ~ 6.74P	8未満の場合	8以上の場合	1.75 未満
	8以上の場合		1.25 未満
			1.25 未満
6.75P ~ 3.74RP	5未満の場合	5以上8未満の場合	1.75 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	1.25 未満
	8以上の場合		1.25 未満
3.75RP ~ 9.99 RP	5未満の場合	5以上8未満の場合	2.75 未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25 未満
	8以上の場合		1.25 未満

外壁及び屋根



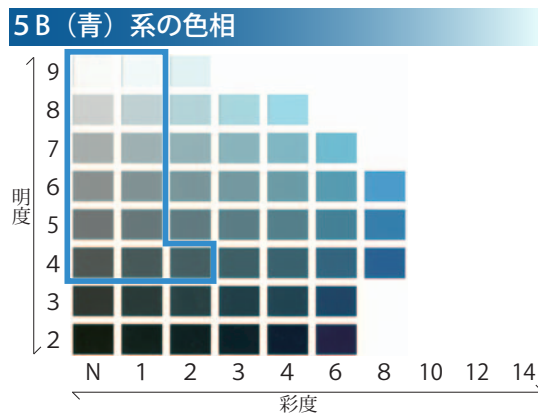
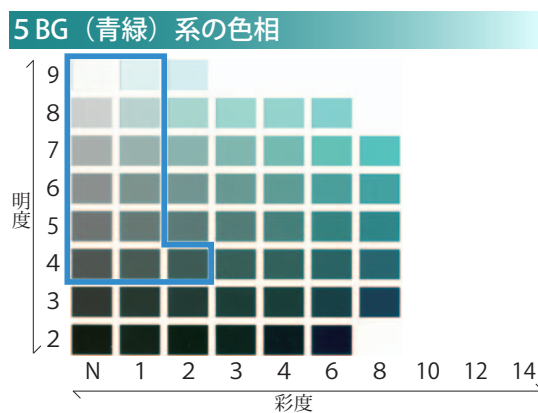
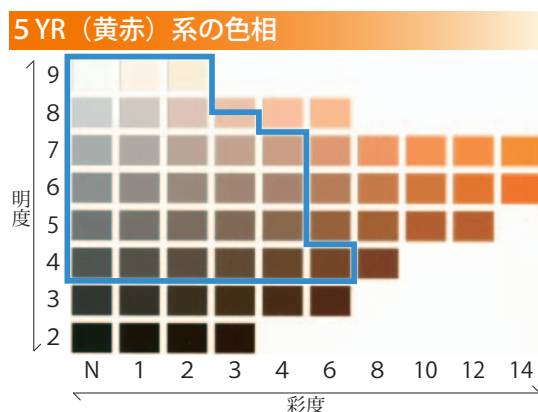
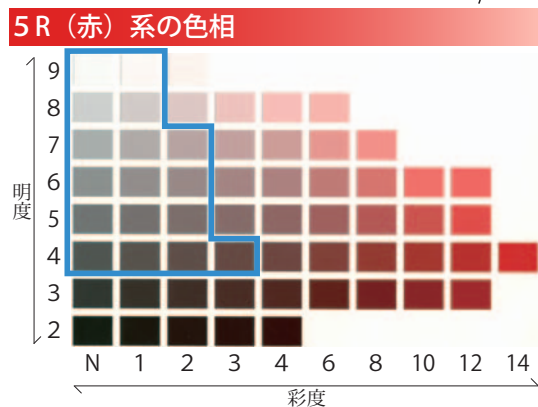
凡例  
 外壁及び屋根の使用可能範囲



別表2 色彩基準 (一般基準 次に掲げるもののいずれかに該当する場合の建築物等に適用する  
 ・敷地面積 $\geq 3,000\text{m}^2$ 又は高さ $\geq 60\text{m}$ 又は延床面積 $\geq 30,000\text{m}^2$ の場合  
 ・今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合(第1種低層住居専用地域は除く)  
 ・今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対高さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合)

色相	明度		彩度
	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	
0.00R ~ 1.24R	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	2.75未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25未満
	8以上の場合		1.25未満
1.25R ~ 6.24R	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	3.5未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.25未満
	8以上の場合		1.25未満
6.25R ~ 8.74R	4以上8未満の場合	8以上の場合	4以下
	8以上の場合		1.25未満
8.75R ~ 1.24YR	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	4以下
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.75未満
	8.5以上の場合		1.5以下
1.25YR ~ 3.74YR	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	4以下
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	2.25未満
	8.5以上の場合		1.5以下
3.75YR ~ 4.99YR	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	4以下
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	3.5未満
5.00YR ~ 1.24Y	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	6以下
	5以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	5.5未満
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	3.5未満
	8.5以上の場合		2以下
1.25Y ~ 3.74Y	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	6以下
	5以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	4.5未満
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	2.75未満
	8.5以上の場合		2以下
3.75Y ~ 5.00Y	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	3.5未満
	5以上8未満の場合	8以上の場合	2.75未満
	8以上の場合		1.75未満
5.01Y ~ 1.24GY	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	2以下
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.75未満
	8.5以上の場合		1以下
1.25GY ~ 6.24GY	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	2以下
	5以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	1.75未満
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
	8.5以上の場合		1以下
6.25GY ~ 1.24B	4以上5未満の場合	5以上8.5未満の場合	2以下
	5以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
	8.5以上の場合		1以下
1.25B ~ 6.24B	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	2未満
	5以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	1.75未満
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
	8.5以上の場合		1以下
6.25B ~ 1.24PB	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	2以下
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
1.25PB ~ 3.74PB	4以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1以下
	8.5以上の場合		1以下
3.75PB ~ 6.24PB	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	2以下
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.75未満
6.25PB ~ 1.24P	4以上5未満の場合	5以上8未満の場合	2以下
	5以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	1.75未満
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
	8.5以上の場合		1以下
1.25P ~ 6.74P	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	1.75未満
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
	8.5以上の場合		1以下
6.75P ~ 3.74RP	4以上5未満の場合	5以上8.5未満の場合	1.75未満
	5以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
	8.5以上の場合		1以下
3.75RP ~ 9.99RP	4以上8未満の場合	8以上8.5未満の場合	2以下
	8以上8.5未満の場合	8.5以上の場合	1.25未満
	8.5以上の場合		1以下

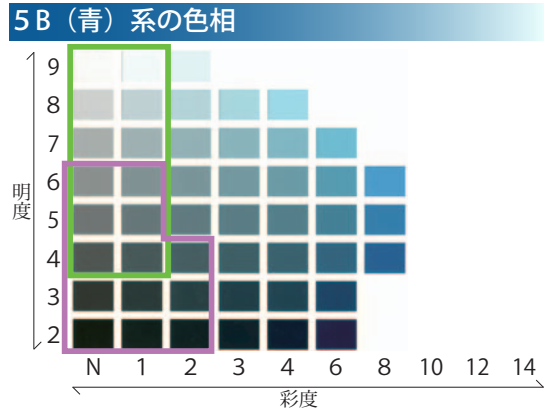
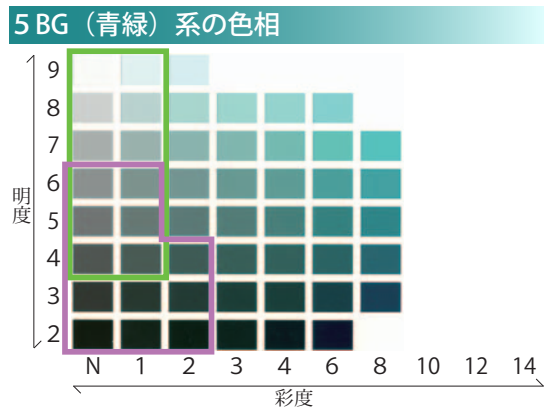
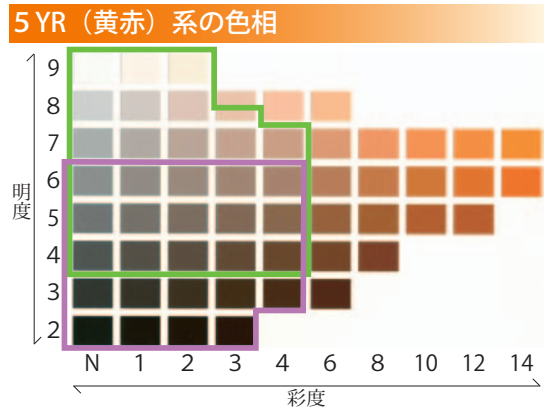
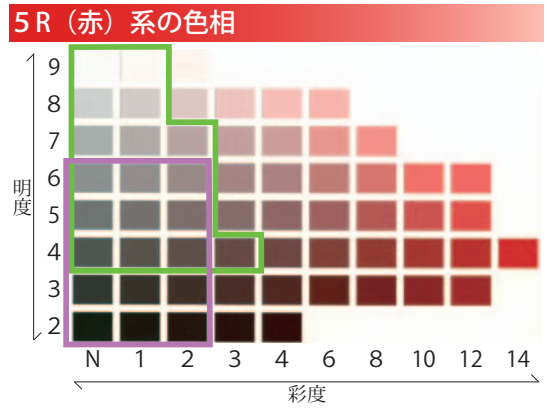
外壁及び屋根



凡例  
 外壁及び屋根の使用可能範囲

別表3 色彩基準(神田川景観基本軸基準)

	色相	明度	彩度
外壁	0.00R ~ 1.24R	4以上5未満の場合	2.75未満
		5以上8未満の場合	2.25未満
		8以上の場合	1.25未満
	1.25R ~ 6.24R	4以上5未満の場合	3.5未満
		5以上8未満の場合	2.25未満
		8以上の場合	1.25未満
	6.25R ~ 8.74R	4以上8未満の場合	4以下
		8以上の場合	1.25未満
	8.75R ~ 1.24YR	4以上8未満の場合	4以下
		8以上8.5未満の場合	1.75未満
8.5以上の場合		1.5以下	
1.25YR ~ 3.74YR	4以上8未満の場合	4以下	
	8以上8.5未満の場合	2.25未満	
	8.5以上の場合	1.5以下	
3.75YR ~ 4.99YR	4以上8未満の場合	4以下	
	8以上8.5未満の場合	3.5未満	
5.00YR ~ 1.24Y	4以上8未満の場合	4以下	
	8以上8.5未満の場合	3.5未満	
	8.5以上の場合	2以下	
1.25Y ~ 3.74Y	4以上8未満の場合	4以下	
	8以上8.5未満の場合	2.75未満	
	8.5以上の場合	2以下	
3.75Y ~ 5.00Y	4以上5未満の場合	3.5未満	
	5以上8未満の場合	2.75未満	
	8以上の場合	1.75未満	
5.01Y ~ 9.99RP	4以上の場合	1以下	
屋根	0.00R ~ 4.99YR	6以下の場合	2以下
	5.00YR ~ 3.74Y	6以下の場合	4以下
	3.75Y ~ 5.00Y	5未満の場合	3.5未満
		5以上6以下の場合	2.75未満
	5.01Y ~ 1.24GY	6以下の場合	2以下
	1.25GY ~ 6.24GY	5未満の場合	2以下
		5以上6以下の場合	1.75未満
	6.25GY ~ 1.24B	5未満の場合	2以下
	1.25B ~ 6.24B	5以上6以下の場合	1.75未満
		6以下の場合	2以下
	6.25B ~ 6.24PB	6以下の場合	2以下
	6.25PB ~ 1.24P	5未満の場合	2以下
		5以上6以下の場合	1.75未満
1.25P ~ 6.74P	6以下の場合	1.75未満	
6.75P ~ 3.74RP	5未満の場合	1.75未満	
	5以上6以下の場合	1.25未満	
3.75RP ~ 9.99RP	6以下の場合	2以下	

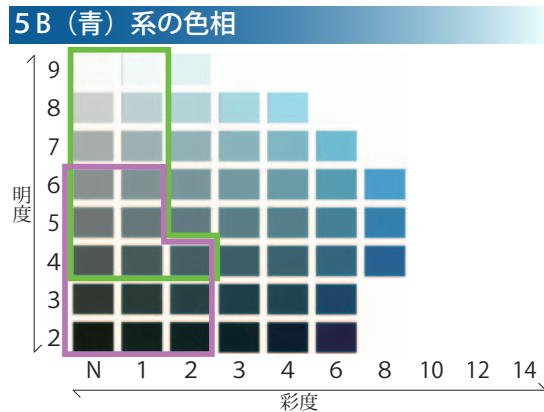
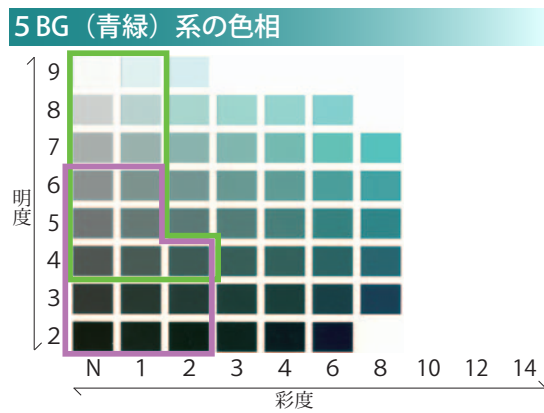
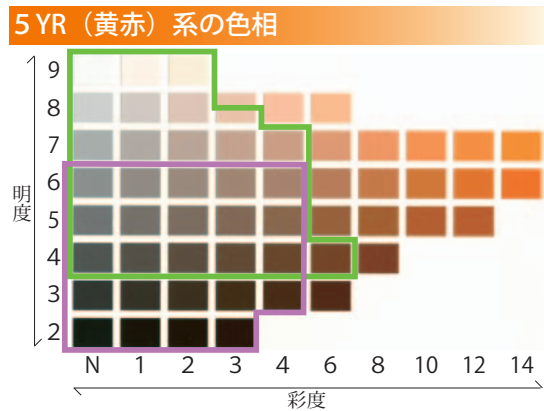
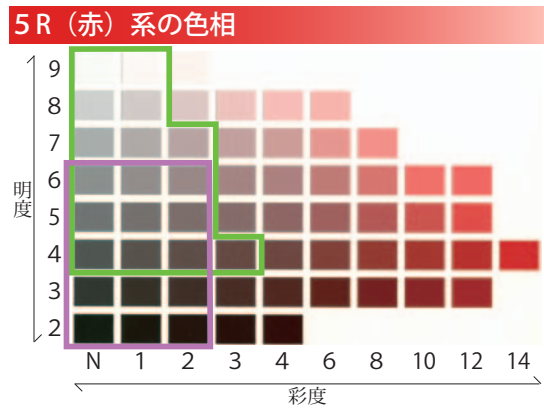


凡例

- 外壁の使用可能範囲
- 屋根の使用可能範囲

別表4 色彩基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

	色相	明度	彩度
外壁	0.00R～1.24R	4以上5未満の場合	2.75未満
		5以上8未満の場合	2.25未満
		8以上の場合	1.25未満
	1.25R～6.24R	4以上5未満の場合	3.5未満
		5以上8未満の場合	2.25未満
		8以上の場合	1.25未満
	6.25R～8.74R	4以上8未満の場合	4以下
		8以上の場合	1.25未満
	8.75R～1.24YR	4以上8未満の場合	4以下
		8以上8.5未満の場合	1.75未満
		8.5以上の場合	1.5以下
	1.25YR～3.74YR	4以上8未満の場合	4以下
		8以上8.5未満の場合	2.25未満
		8.5以上の場合	1.5以下
	3.75YR～4.99YR	4以上8未満の場合	4以下
		8以上8.5未満の場合	3.5未満
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.00YR～1.24Y	4以上5未満の場合	6以下
		5以上8未満の場合	5.5未満
		8以上8.5未満の場合	3.5未満
8.5以上の場合		2以下	
1.25Y～3.74Y	4以上5未満の場合	6以下	
	5以上8未満の場合	4.5未満	
	8以上8.5未満の場合	2.75未満	
	8.5以上の場合	2以下	
3.75Y～5.00Y	4以上5未満の場合	3.5未満	
	5以上8未満の場合	2.75未満	
	8以上の場合	1.75未満	
5.01Y～1.24GY	4以上5未満の場合	2以下	
	8以上8.5未満の場合	1.75未満	
	8.5以上の場合	1以下	
1.25GY～6.24GY	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上8未満の場合	1.75未満	
	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
	8.5以上の場合	1以下	
6.25GY～1.24B	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上8.5未満の場合	1.25未満	
1.25B～6.24B	8.5以上の場合	1以下	
	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上8未満の場合	1.75未満	
6.25B～1.24PB	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
	8.5以上の場合	1以下	
	4以上5未満の場合	2以下	
1.25PB～3.74PB	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
	8.5以上の場合	1以下	
3.75PB～6.24PB	4以上8.5未満の場合	2以下	
	8以上8.5未満の場合	1.75未満	
	8.5以上の場合	1以下	
6.25PB～1.24P	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上8未満の場合	1.75未満	
	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
1.25P～6.74P	8.5以上の場合	1以下	
	4以上8未満の場合	1.75未満	
	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
6.75P～3.74RP	8.5以上の場合	1以下	
	4以上8未満の場合	2以下	
	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
3.75RP～9.99RP	8.5以上の場合	1以下	
	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上6以下の場合	2.75未満	
屋根	0.00R～4.99YR	6以下の場合	2以下
	5.00YR～3.74Y	6以下の場合	4以下
	3.75Y～5.00Y	5未満の場合	3.5未満
	5.01Y～1.24GY	5以上6以下の場合	2.75未満
	1.25GY～6.24GY	6以下の場合	2以下
	6.25GY～1.24B	5未満の場合	2以下
	1.25B～6.24B	5以上6以下の場合	1.25未満
	6.25B～6.24PB	5未満の場合	2以下
	6.25PB～1.24P	5以上6以下の場合	1.75未満
	1.25P～6.74P	6以下の場合	1.75未満
	6.75P～3.74RP	5未満の場合	1.75未満
	3.75RP～9.99RP	5以上6以下の場合	1.25未満
		6以下の場合	2以下



凡例

- 外壁の使用可能範囲
- 屋根の使用可能範囲



# 文京区 景観づくりの手引き ～景観形成基準のポイント解説集～

平成 25 年（2013 年）10 月

発 行 / 文京区

編 集 / 都市計画部

〒112-8555 東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111（代表）

編集協力 / （株）アルテップ

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G 0 2 1 3 0 1 1